

東京都国民保護計画（平成18年3月策定）

「国民保護法」（平成16年9月施行）及び「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月作成）に基づき、武力攻撃事態（着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃等）や緊急対処事態（大規模テロ等）において、都が法定受託事務として実施する国民保護措置等を規定した計画

変更の概要

■ 組織改正に伴う変更

- 都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部及び住宅政策本部の設置に伴い、平素における各局業務や国民保護対策本部の各局分掌事務等を変更

■ 基本指針変更に伴う変更

- 住民の避難行動等について、平素から全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
- 避難施設を指定する際に、収容人数を把握することを明記
- 訓練の計画にあたり、様々な場所や想定で実践的な訓練を実施することを明記

■ その他の変更

- 関係法令の改正に伴う文言整理や統計数値の年次修正に伴う変更 等